

給与支払報告書（総括表）の書き方

茨城県石岡市

【個人番号(マイナンバー)又は法人番号欄】

総括表には、個人番号(個人事業主の場合)又は法人番号の記入をしてください。

【給与支払者に関する欄】

石岡市で登録している内容が印字されています。印字された内容に誤りがある場合は、赤字で訂正してください。

【連絡者欄】

問い合わせの際に必要となりますので、必ず担当者の連絡先を記入してください。

【関与税理士等の欄】

税理士・会計事務所等が関与している場合は、必ず記入してください。

【普通徴収切替理由書欄】

「普通徴収切替理由書」に報告した人数を記入して下さい。また、「給与支払報告書」の「摘要欄」に符号を記入して下さい。

eLTAXや光ディスク等を利用の特別徴収義務者については、「普通徴収切替理由書」の提出はありません。必ず、「給与支払報告書」の「摘要欄」に符号を記入してください。

【提出方法】

特別徴収と普通徴収の従業員がいる場合には、下の図のように「普通徴収切替理由書」を特別徴収分と普通徴収分の間に挟んでください。

※事業所独自様式や共通様式の総括表を使用する場合には、石岡市から送付された総括表を必ず同封してください。

※クリップは輪ゴムで留めた上で提出してください。(ホッチキスは事務処理の妨げになりますので、使用しないでください。)

普通徴収
(給与支払報告書)

普通徴収切替理由書

特別徴収
(給与支払報告書)

総括表

※副本の提出は必要ありません。

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表)

石岡市長宛 令和8年1月10日提出		※種別	※指定番号	※
			12345	
給与支払期間	令和7年1月分から12月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
フリガナ	ユウゲンガイシャ イシオカ	事業種目	製造業	
給与支払者の氏名又は名称	有限会社 石岡 有限会社 インオカ	受給者員	50人	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		特別徴収対象者	15人	
フリガナ	イバラキケンイシオカシイシオカ	普通徴収対象者(退職者)	5人	
同上の所在地	〒315-8640 茨城県石岡市石岡1-1-1	普通徴収対象者(退職者を除く)	5人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	石岡 太郎	報告人員の合計	25人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	経理課 給与担当 石岡 次郎 0299-23-1111(内111)	給与の支払方法及びその期日	口座振込 毎月25日	
関与税理士等の氏名及び電話番号	石岡花子会計事務所 0299-23-0000(内123)	納入書の送付	必要・不要	

普通徴収切替理由書

市区町村名	石岡市	指定番号	12345
給与支払者の名称又は氏名	有限会社 石岡 有限会社 インオカ		

符号	普通徴収切替理由	人 数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」~「普F」に該当するすべての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	3 人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が103万円以下)	1 人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	1 人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は5月末日までの退職予定者(育児休業・休職を含む)	5 人
合 計		10 人

※総括表は給与支払報告書(個人別明細書)と一緒にご提出ください。

※税理士に作成・提出を依頼している事業所は、担当税理士にお渡しください。

【指定番号欄】

前年の特別徴収義務者の指定番号を必ず記入してください。eLTAXや光ディスク等を利用される特別徴収義務者についても必ず入力してください。

【受給者総人員欄】

給与を支払っている総数(他市区町村の受給者を含む)を記入してください。

【石岡市への報告人員欄】

普通徴収対象者に関しては、退職によるものとそれ以外の理由で分けて記入して下さい。

【報告人員の合計欄】

石岡市に「給与支払報告書」を報告する人数を記入してください。

【納入書の送付の欄】

特別徴収の納入に際し、紙の納入書を使用しない(インターネット等を利用し納入する)場合は、「不要」に○をつけてください。

※受給者総人数(他市区町村の受給者を含む)が常時10名未満の場合、特別徴収の納入方法の特例を受けることができます。(通常12回納入が2回納入になります。)

※特例を受けるには、石岡市に申請が必要です。



石岡市では、eLTAXによる申告等を受け付けております。詳しい手続については、URLよりご確認ください。

地方税ポータルシステムURL <https://www.eltax.lta.go.jp/>

提出期限は、

令和8年2月2日(月)です。

できるだけ早めにご提出いただきますよう
ご協力をお願いします。

詳しい内容は、国税庁作成の
**令和7年分「年末調整のしかた」・
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書
の作成と提出の手引」**
を参照してください。

給与支払報告書（個人別明細書）の書き方

茨城県石岡市

1

給与支払報告書（個人別明細書）

（市区町村提出用）

								※種別		※整理番号		※		
※区分								(受給者番号)		0010				
支 払 を 受 け る 者 住 所	茨城県石岡市○○○○1-1-1							(役職名)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0				
								(フリガナ)		イバラキ タロウ				
氏名		茨城 太郎												
種 別		支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)		所得控除の額の合計		源 泉 徴 税 額						
給 与・賞 与		内 千 1 0 0 円		内 千 1 0 0 円		内 千 1 0 0 円		内 千 1 0 0 円						
(源泉)控除対象配偶者 の有無等		配偶者(特別) 老人		控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		扶養親族 の数		特 别		非居住 である その他		
有	従有			特定	老人	その他		特親	特親	特 別	特 別	その他の 人		
				内 千 1 0 0 円	内 千 1 0 0 円	内 千 1 0 0 円	内 千 1 0 0 円	内 千 1 0 0 円	内 千 1 0 0 円	内 千 1 0 0 円	内 千 1 0 0 円			
				380 000			1	1	5					
特定扶養親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		主宅借入金等特別控除の額						
		千 410 000	円 内 (130 千 000) 円	千 692 257	円 71	千 867	円 33	千 000	円 54	千 800				
(摘要)														
源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額210,000円														
(1)茨城 五郎(年少) (退)茨城 春子 子 H2.3.4 特障 450,000円														
前職分 ○×市〇×1-1-1(株)○× 令和7年5月15日退職														
支払金額2,500,000円 社会保険料100,000円 源泉徴収税額23,100円														
普F														
生年保 険料の金額 の内訳		新生命保険料 の金額		円 78,382	旧生命保険料 の金額	円	介護医療保険 料の金額	円 49,084	新個人年金 保険料の金額	円	旧個人年金 保険料の金額			
住宅借入 金等特別 控除の額 の内訳		住宅借入金 等特別控除 額		1	居住開始年月日(1 回目)	年 R3 7月 20日	月 日	在宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	住(特)	在宅借入金等 特別控除区分 (2回目)	21,000,000			
課税 特別 控除 対象 配偶者		課税 特別 控除 対象 配偶者		210,000	居住開始年月日 (2回目)	年	月	在宅借入金等 特別控除区分 (2回目)						
被扶養 親族		被扶養 親族		可能額										
課税 特別 控除 対象 配偶者		イバラキ ハナコ		区分	配偶者の 合計所得		円 850,000	国民年金保 険料の金額	円	旧長期損害 保険料の金額	19,600			
被扶養 親族		イバラキ イチロー		区分										
被扶養 親族		茨城 花子		区分										
被扶養 親族		イバラキ サクラ子		区分										
被扶養 親族		茨城 桜子		区分										
被扶養 親族		イバラキ ジロウ		区分										
被扶養 親族		茨城 次郎		区分										
被扶養 親族		イバラキ フジコ		区分										
被扶養 親族		茨城 薫子		区分										
被扶養 親族		イバラキ シロウ		区分										
被扶養 親族		茨城 三郎		区分										
被扶養 親族		イバラキ サブロウ		区分										
被扶養 親族		茨城 四郎		区分										
被扶養 親族		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		イバラキ ハナコ		区分										
未成年 者		イバラキ イチロー		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										
未成年 者		イバラキ フジコ		区分										
未成年 者		茨城 薫子		区分										
未成年 者		イバラキ シロウ		区分										
未成年 者		茨城 三郎		区分										
未成年 者		イバラキ サブロウ		区分										
未成年 者		茨城 四郎		区分										
未成年 者		イバラキ ロン		区分										
未成年 者		茨城 花子		区分										
未成年 者		イバラキ サクラ子		区分										
未成年 者		茨城 桜子		区分										
未成年 者		イバラキ ジロウ		区分										
未成年 者		茨城 次郎		区分										

【支払を受ける者】

1月1日現在の住所を記入してください。個人番号(マイナンバー)は、必ず記入してください。

【給与所得控除後の金額(調整控除後)】

令和7年分から給与所得控除の改正により、最低保証控除額が65万円に引き上げられました。また、所得金額調整控除が創設されましたのでご注意ください。

【配偶者】

配偶者控除適用の場合は、有欄に○をしてください。(配偶者が70歳以上のときは老人欄にも○)
配偶者特別控除に該当する場合は、配偶者の合計所得欄記入の上、控除額を記載してください。

【控除対象扶養親族・16歳未満扶養親族の数】

別紙参照の上、該当の欄に記入してください。※被扶養者が障害者の場合、障害者の数(本人を除く。)欄に人数を記入してください。被扶養者が国外居住の場合は、扶養親族欄区分に該当の番号記載の上、非居住者である親族の数の欄に人数を記入してください。

【生命保険料控除・地震保険料控除・住宅借入金等特別控除】

国税庁作成の「令和7年分 年末調整の かた」をご参照ください。

【摘要】

- (1)前職がある場合は支払者・支払金額・社会保険料・源泉徴収税額を必ず記入してください。

(2)扶養親族が5名以上いるときは、氏名を記入してください。このとき、5人目以降の扶養親族の個人番号記載記載欄と対応させるように氏名の前に括弧書きで番号を記入してください。

(3)退職所得(源泉徴収されたものに限る)のある配偶者(退職所得除く合計所得金額133万円以下)、扶養親族(退職所得除く合計所得金額58万円以下)がいる場合には、(退)と記入し、氏名、続柄、生年月日、障がい区分、退職所得を除いた合計所得金額を記入してください。これにより、納税者が寡婦またはひとり親に該当するときはその旨も記載してください。

(4)同一生計配偶者が障害者控除の対象になる場合は、氏名(同配)と記載してください。

〔幼齡封兔甘養朝族〕

甘美親族がいる場合は記入。個人番号(マイナンバー)を必ず記入して下さい。

16歳未満の扶養親族の場合は左側の「16歳未満の扶養親族」の欄に記入してください。

【陳家·高祖·弘農公·勤學掌生】

計当たりのじまる場合には、のちつてけざれ

該当するものが記入の場合は、() をつけてください。
実録：() に該当するか不明な場合は別紙を参照して付けない

【乙欄】

乙欄の記入がある場合は、普通徴収として判断します
特別徴収を希望する場合には、記入しないで下さい。

詳細は、国税庁作成の「令和7年分 年末調整のしかた」「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などをご覧いただき、記載をお願いいたします。